

○総務省訓令第 31 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 7 月 31 日

総務大臣 菅 義偉

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

別添 1 の 2 の表道路管理用の項中「本四連絡橋公団の事業に関する事項」を「本四連絡高速道路の事業に関する事項」に改める。

別表 1 の 1 の表道路管理用の項中「本四連絡橋公団事業用（本四連絡橋公団）」を「本四連絡高速道路事業用（本四連絡高速道路管理）」に、「本四連絡橋公団事業用」を「本四連絡高速道路事業用」に改める。

別表 2 の道路管理用の項中「本四連絡橋公団の事業に関する事項」を「本四連絡高速道路の事業に関する事項」に、「、日本道路公団、首都高速道路公団、本州四国連絡橋公団、阪神高速道路公団」を「、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条の会社」に改め、同表電気事業用の項中「電源開発株式会社、電力会社その他電気事業を行う者又は」を削り、「第 93 条第 1 項の」を「第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者、同項第 12 号に規定する卸供給事業者、同法第 17 条に規定する電気を供給する事業を行う者（一般電気事業者を除く。）又は同法第 93 条第 1 項に規定する」に改め、同表地震又は火山噴火予知観測用の項中「測地学審議会」を「科学技術・学術審議会測地学分科会」に改める。

別紙 1 第 3 の 9 (3) を次のように改める。

(3) 接続の基本的要件

ア 公衆網との接続

基地局の無線設備を介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第 70 条第 1 項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

イ 特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局との有線接続（陸上移動局と接続する場合に限る。）

(ア) 陸上移動局と接続する特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局は、発射しようとする電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。

(イ) 免許人以外の者が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

(ウ) 工事設計書の附属装置コード欄に、連絡線（OWL）と記載されていること。

別紙 1 第 4 の 3 を次のように改める。

3 接続の基本的要件

(1) 公衆網との接続

携帯基地局の無線設備を介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第1項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

(2) 特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局との有線接続（携帯局と接続する場合に限る。）

ア 携帯局と接続する特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局は、発射しようとする電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。

イ 免許人以外の者が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

ウ 工事設計書の附属装置コード欄に、連絡線（OWL）と記載されていること。

別紙1第15中28を29とし、19から27までを一ずつ繰り下げ、同18(2)ア中「外国のアマチュア無線技士の資格、操作の範囲、操作を行おうとする場合の条件」を「外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件」に改め、「国名の欄に掲げる国の国籍を有する者であって、その」を削り、「有するもの」を「有する者」に改め、同(2)イ中「日本の国籍を有する人以外の者で、」を削り、「有するもの」を「有する者」に、同18(3)ア(7)及び(イ)中「有する人」を「有する者」に、同18(4)中「第7条」を「第9条」に、「申請者の国籍の属する」を「告示の別表第1号の国名の欄に掲げる」に、「1年とする」とを「5年に満たない当該個人の在留期間とした場合」に、「1年の有効期間となる事例が生じる」を「5年に満たない当該個人の在留期間の有効期間となる事例が生ずる」に、「1年としたのは」を「5年に満たない当該個人の在留期間としたのは」に、「許可証の写しを提出させることとする」を「永住許可証の写しの提出によりその事実を確認することとする」に改め、同18(5)ア(7)A中「申請者の国籍の属する」を「告示の別表第1号の国名の欄に掲げる」に改め、同(7)B及びCを次のように改める。

B 申請者が本邦に永住することを許可された者であるときは、次に掲げるいずれかの書類

- ① 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条に規定する外国人登録証明書の写し又は旅券の写し
- ② 本邦に永住することを許可された事実を証する書面の写し

C B以外の者

- ① Bの①の書類
- ② ①の書類に記載されている在留期間を超える免許の有効期間を希望する場合には、①の書類に加え、当該有効期間における本邦への在留が確実であり、かつ、妥当性を証する書類

別紙1第15の18(5)ア(イ)中「イの人」を「イの者」に、「Cに」を「B又はCに」に改め、同(5)イを削り、同(5)ウ(7)中「記載させること」を「記載されていること」に改め、同(5)ウ(イ)中「アの人及び(2)のイの人」を「ア又はイの者」に、「13の欄は申請

者の国籍の属する」を「8の欄は告示の別表第1号の国名の欄に掲げる」に改め、同ウに次のように加える。

- (ウ) 本邦に在留することを認められた期間に満たない期間を、免許の有効期間として希望する場合は、その希望する期間が無線局事項書の7の欄に記載されていること。

別紙1第15の18(5)中ウをイとし、同第15中18を同第15の19とし、同第15中17を同第15の18とし、5から16までを一ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 空中線電力の指定方法

使用する送信機の定格出力及び無線従事者資格に応じて、空中線電力を次表のとおり指定するものとする。ただし、指定する空中線電力の範囲を超える場合等については、別表1に掲げる範囲内で送信機の定格出力に応じて空中線電力を指定する。

指定周波数帯	使用する送信機の定格出力	指定する空中線電力 (W)		
		第1級及び第2級アマチュア無線技士	第3級アマチュア無線技士	第4級アマチュア無線技士
1, 910kHz～435MHz	10W以下	10		
1, 910kHz～28.85MHz	10W超	20	/	
52MHz～435MHz	20W以下	20		
1, 910kHz～435MHz	20W超 50W以下	50		/
1, 910kHz～52MHz	50W超 100W以下	100 注	/	
	100W超 200W以下	200 注		
1, 280MHz	10W以下	10		
2, 425MHz～24.025GHz	1 W以下	1		
	1 W超 2 W以下	2		
47.1GHz～135GHz	0.1W以下	0.1		
	0.1W超 0.2W以下	0.2		

注：移動する局の空中線電力については、最大50Wとする。

別紙1第16の3(1)中「があること。」の次に「ただし、申請者が地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する学校の長である場合は、この限りではない。」を加え、同16の7中「4の規定」を「5の規定」に改め、同7(1)中「5の(1)」を「6の(1)」に改め、同7(6)中

「6の(6)」を「7の(6)」に改め、同7を同第16の8とし、同16の6中「4の規定」を「5の規定」に改め、同6(1)中「5の(1)」を「6の(1)」に改め、同6を同第16の7とし、同5を6とし、同4(1)中ア及びイを次のように改める。

ア 周波数の切替装置を有するものは、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、150MHz帯にあつては最大9波、400MHz帯にあつては最大35波の周波数を指定する。

イ 周波数の切替装置を有しないものは、指定する周波数の数を1波とする。

別紙1第16の4(2)ア中「発射可能な」を「切替え可能な」に、「を指定すること」を「の周波数を指定する」に改め、同4(4)イを次のように改める。

イ 複信方式により通信を行うものにあつては、送受信周波数間隔は500MHzであること。

別紙1第16の4(4)中ウをエとし、イの次に次のように加え、同4を同第16の5とする。

ウ 周波数は、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、最大38波の周波数を指定する。

別紙1第16中3の次に次のように加える。

4 移動範囲は、申請者が希望する範囲とする。

別紙1第16に次のように加える。

9 接続の基本的要件

(1) 公衆網との接続

ア 電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第1項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

イ 電波を発射しようとする場所において、当該電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。

ウ 他人が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

(2) 特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局との有線接続

ア 簡易無線局と接続する特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局は、発射しようとする電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。

イ 免許人以外の者が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

ウ 工事設計書の附属装置コード欄に、連絡線（OWL）と記載されていること。

別紙1第17に次のように加える。

12 接続の基本的要件

(1) 公衆網との接続

ア 電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70

条第1項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

イ 電波を発射しようとする場所において、当該電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。

ウ 他人が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

(2) 特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局との有線接続

ア 構内無線局と接続する特定小電力無線局又は小電力データ通信システムの無線局は、発射しようとする電波の周波数を他の無線局が使用しているときには電波を発射できない機能（キャリアセンス、利用者によりチャンネルを切り替えることができることその他の混信防止機能）を有すること。

イ 免許人以外の者が容易に接続又は使用できないよう、無線局運用管理規程を整備する等の運用面においても措置されていること。

ウ 工事設計書の附属装置コード欄に、連絡線（OWL）と記載されていること。

別紙2第2の1(18)別紙(18)-1及び別紙(18)-2中「 λ [m]」を「 λ [km]」に改める。

別紙2第2の2(1)イ(七)中「「データ伝送系」とは、端末系伝送路において広帯域のデータ伝送を行うための通信系をいう。」を「「簡易中継局」とは、市町村デジタル防災無線通信を行う固定局であって、デジタル同報親局とデジタル同報子局との間の通信を中継するもののうち、不感地帯を解消する目的で設置するものをいう。」に改め、(七)を(ホ)とし、(ハ)を(ヘ)とし、(イ)を(フ)とし、(ネ)を(ヒ)とし、(ヌ)を(ハ)とし、同(ニ)中「通報等」を「記号、信号、文言、影像、音響又は情報（以下「通報等」という。）」に改め、(ニ)を(ノ)とし、(ナ)を(ネ)とし、(ト)を(ヌ)とし、(テ)を(ト)とし、(ト)の次に次のように加える。

(ハ) 「データ伝送系」とは、端末系伝送路において広帯域のデータ伝送を行うための通信系をいう。

(ニ) 「各戸受信系」とは、同報親局、デジタル同報親局又は市町村デジタル移動通信系の市町村本部に開設される固定局から制御を受ける固定局と各戸受信方式の受信設備との間の固定通信系をいう。

別紙2第2の2(1)イ(ツ)の次に次のように加える。

(テ) 「ヘリコプター通信系」とは、県庁等若しくは支部と防災ヘリコプター等の移動体（以下「防災ヘリ」という。）との間、市町村本部と防災ヘリとの間又は防災ヘリ相互間の移動通信系であって、デジタル通信方式（変調方式が四分の π シフト四相位相変調であるものをいう。）のものをいう。

別紙2第2の2(1)エ(ア)C(A)中「又は」を「、ヘリコプター通信系又は」に改め、同(B)中「及び」を「、ヘリコプター通信系及び」に改め、同(C)中fをgとし、eをfとし、dの次に次のように加える。

e ヘリコプター通信系は、260MHz帯であること。

別紙2第2の2(1)エ(ア)C(D)a中「第一全県移動系」を「第一全県移動系及びヘリコプター通信系」に改め、同エ(イ)A(B)e中「第2号」を削り、同A(C)a中「又は再送信

子局」を「、再送信子局又は簡易中継局」に改め、同 A (E) の次に次のように加える。

(F) 各戸受信系の固定局

a 回線構成

屋外用の拡声方式（文字表示を含む。以下同じ。）の同報子局等又は市町村デジタル移動通信系の固定局のうち屋外用の拡声方式のものと各戸受信方式の受信設備との間に構成するものであること。

b 通信路の構成

単一通信路であること。

c 周波数帯

60MHz 帯であること。

d 通信方式

同報通信方式であること。

e 選択呼出装置を使用するものであること。

なお、トーンスケルチ型選択呼出装置の審査については、別紙 1 第 1 の 5 (17) によること。

別紙 2 第 2 の 2 (1) エ (イ) B (C) 中「移動多重系及び」を「移動多重系、ヘリコプター通信系及び」に、「移動多重系又は」を「移動多重系、ヘリコプター通信系又は」に改め、同 (C) b (a) 中「地区移動系及び」を「地区移動系、ヘリコプター通信系及び」に改め、同 (C) c 中 (c) を (d) とし、(b) の次に次のように加える。

(c) ヘリコプター通信系は、260MHz 帯であること。

別紙 2 第 2 の 2 (1) エ (イ) B (C) d 中 (c) を (d) とし、(b) を (c) とし、(a) の次に次のように加える。

(b) ヘリコプター通信系は、複信方式、半複信方式又は単信方式であること。

別紙 2 第 2 の 2 (1) オ (エ) B を次のように改める。

B 防災行政用の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の無線設備

(A) 無線設備（通信の相手方となる受信設備を含む。）は、申請者以外の者が設置する有線電気通信設備に接続しないものであること。ただし、次に掲げる場合を除く。

a 電気通信事業者が設置する電気通信回線設備を連絡線に使用する場合であって、ケに掲げる要件を満たすもの。

b 申請者以外の者が無線設備を制御することができないよう措置されているものであって、カに掲げる要件を満たすもの。

(B) 無線設備を共用する場合は、防災行政用の当該固定局の通信可能区域に、当該固定局の無線設備を共用する防災行政用以外の同報通信系又はデジタル同報通信系の固定局の通信可能区域が含まれるものであること。

(C) 放送の再送信を行わないものであること。

別紙 2 第 2 の 2 (1) オ (エ) F (A) を次のように改める。

(A) 受信方式については、地域住民に対する情報伝達の徹底を図るため、屋外用の拡声方式又は屋外用の拡声方式を併用させた各戸受信方式であるこ

と。ただし、家屋等が点在する地域であって、一の同報子局等が情報伝達の対象とする地域住民が少ないことにより、屋外用の拡声方式によることが効率的でない認められる地域にあっては、各戸受信方式とすることができる。

別紙2第2の2(1)オ(エ)L中「伝送品質」を削り、同LをMとし、同K(B)を次のように改める。

(B) デジタル同報親局、再送信子局、簡易中継局及びデジタル同報通信系の中継局であって、デジタル同報子局、再送信子局、簡易中継局又は各戸受信方式の受信設備を通信の相手方とする局の送信規模は、 $BER = 1 \times 10^{-4}$ (16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合は、 $BER = 2 \times 10^{-3}$ とする。)の伝送品質を満たす最小値とすること。この場合、空中線の地上高はデジタル同報親局(中継局を含む。)については20m、再送信子局、簡易中継局及びデジタル同報子局については5m、各戸受信方式の受信設備については2mを標準とする。

a デジタル同報子局、再送信子局又は簡易中継局を通信の相手方とする無線局の空中線電力の計算は、次により行うこと。

$$P_t = C/N + P_{rn} + L_p + L_f - G_{ant}$$

P_t : 標準の空中線電力(dBm)

C/N : 所要信号対雑音比(dB) 27.2dB(16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合は24.9dBとする。)
基準 C/N 18.2dB、 C/I マージン3dB、固定劣化6dBの和
(16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合は、基準 C/N 15.9dB、 C/I マージン3dB、固定劣化6dBの和)

P_{rn} : 総合雑音電力 P_{rni} と P_{rnc} との電力和
電力和 = $10 \log(10^{P_{rni}/10} + 10^{P_{rnc}/10})$
標準値は-112.8dBm (+0.2dB μ V)

P_{rni} : 熱雑音電力 : $10 \log(kTB) + NF + 30$ (dBm)
標準値は-125.3dBm (-12.3dB μ V)

k : ボルツマン定数 : 1.38×10^{-23} (J/K)

T : 絶対温度 : 298K (273+25 $^{\circ}$ C)

B : 等価雑音帯域幅 : 11.25kHz

NF : 雑音指数 8dB

P_{rnc} : 外来雑音電力
標準値は-113dBm (0dB μ V)

L_p : 伝搬損失(dB)

L_f : 対向する固定局間の送信機及び受信機の給電線損失の和(dB)

G_{ant} : 対向する固定局間の送信空中線の絶対利得と受信空中線の絶対利得の和(dB)

b 各戸受信方式の受信設備を通信の相手方とする再送信子局及び簡易中

継局の空中線電力の計算は、次により行うこと。ただし、指定する空中線電力は、1Wを超えてはならない。

$$P_t = C/N + P_{rn} + L_p + L_f - G_{ant} + L_s$$

P_t : 空中線電力 (dBm)

30dBm を上限とする。

C/N : 所要信号対雑音比 (dB) 27.2dB (16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合は24.9dBとする。)

基準 C/N 18.2dB、 C/I マージン3dB、固定劣化6dBの和

(16kbps高効率音声符号化方式を使用する場合は、基準 C/N 15.9dB、 C/I マージン3dB、固定劣化6dBの和)

P_{rn} : 総合雑音電力 P_{rni} と P_{rnc} との電力和

$$\text{電力和} = 10 \log (10^{P_{rni}/10} + 10^{P_{rnc}/10})$$

標準値は-112.8dBm (+0.2dBμV)

P_{rni} : 熱雑音電力 : $10 \log (kTB) + NF + 30$ (dBm)

標準値は-125.3dBm (-12.3dBμV)

k : ボルツマン定数 : 1.38×10^{-23} (J/K)

T : 絶対温度 : 298K (273+25°C)

B : 等価雑音帯域幅 : 11.25kHz

NF : 雑音指数 8dB

P_{rnc} : 外来雑音電力

標準値は-113dBm (0dBμV)

L_p : 伝搬損失 (dB)

L_f : 送信機及び受信機の給電線損失の和 (dB)

G_{ant} : 対向する固定局間の送信空中線の絶対利得と受信空中線の絶対利得の和 (dB)

L_s : 家屋透過損失 0dB~20dB

別紙2第2の2(1)オ(エ)Kに次のように加える。

(C) 各戸受信系の固定局の送信規模は、屋外用の拡声方式の同報子局等（再送信子局を含む。）又は市町村デジタル移動通信系の固定局に接続された屋外拡声器から送出される通報等の設計到達範囲内に配置された各戸受信方式の受信設備において S/N 30dBを確保する値を標準とし、送信空中線については8m高の無指向性、受信空中線については2m高のロッドアンテナを標準とする。

この場合の空中線電力は、aによることとし、これにより難しい場合には、bによることができる。なお、指定する空中線電力は、100mWを超えてはならない。

a 主な地形の特徴の別による空中線電力の選定

	主な地形の特徴	標準とする 受信半径 (m)	空中線 電力 (mW)

市街地	ビル、2階以上の家屋の密集地で、都市内、大きな町内、建物と茂った樹木の混合密集した地域	400	100
郊外地	各戸受信系の固定局又は各戸受信方式の受信設備の近傍に妨害物はあるが、樹木、家屋の散在する集落、街道筋など	800	50
開放地	各戸受信系の固定局の周囲に高い樹木、2階を超える建築物などの妨害物がなく、開けている地域。目安として、周囲300～400mに家屋は点在するのみで、畑地、田畑、野原などが開けているような地域	1,200	10

b aにより難しい場合の空中線電力の選定

$$P_t = S/N + L_p + L_f - G_{ant} + P_{th} - I + L_s$$

P_t : 空中線電力 (dBm)
20dBmを上限とする。

S/N : 所要信号対雑音比 (dB)
30dBを標準とする。

L_p : 伝搬損失 (dB)

L_f : 給電線損失 (dB)

G_{ant} : 送受信空中線利得の和 (dB)

P_{th} : 限界レベル (dBm)

I : S/N 改善係数 12dB

L_s : 家屋透過損失 0dB～20dB

別紙2第2の2(1)オ(エ)KをLとし、Jの次に次のように加える。

K 簡易中継局の設置は、次の条件に適合するものであること。

(A) デジタル同報親局若しくは中継局から良好な回線の質を得ることが困難なデジタル同報子局、再送信子局又は各戸受信方式の受信設備に対して、良好な回線の質を確保するため、電波伝搬上特に必要がある場合であること。

(B) 空中線は、原則として指向性のものであること。

(C) 山上中継方式によらないものであること。

別紙2第2の2(1)カ(エ)中「行うものであること。」の次に「ただし、市町村本部において、2以上の制御器を設置して運用する方法をとらない場合は、この限りでない。」を加える。

別紙2第2の2(1)シ中(ウ)及び(エ)を削り、同シをスとし、同サ(ア)中「平成19年11月30日までとし、150MHz帯及び400MHz帯(テレメーター系を除く。)の周波数使用期限は、平成17年度の電波利用状況調査の結果等を踏まえ定めることとする。」を「平成19年11月30日までとする。」に改め、同サ(イ)中「なお、150MHz帯及び400MHz帯(テレメーター系を除く。)の周波数使用期限は、平成17年度の電波利用状況調査の結果等を踏まえ定めることとする。」を削り、同サ(ウ)中「現に周波数の指定を受けている場合を除き、

同報通信系の周波数の指定は行わないこととする。」を「同報親局及び同報通信系の中継用固定局の免許は行わないこととする（同日現在、予備免許を受けているものを除く。）。」に改め、同サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 地方公共団体が開設する電気事業用、水防用、ガス事業用又は上下水道事業用の無線局であって、既設の都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の無線局と無線設備を共用して開設するものの審査は、次の基準により行う。

(ア) 都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の無線局に既に割り当てられた周波数の範囲内で運用するものであること。

(イ) 都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の無線局の運用に支障を与えないものであること。

(ウ) その他については、都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の基準によること。

別紙2第2の2(1)別表(1)－3(2)ア中「再送信子局」を「再送信子局及び簡易中継局」に改め、同(2)イ中「再送信子局」を「再送信子局又は簡易中継局」に改め、同イの表に次のように加える。

6 デジタル同報用（デジタル同報子局向け）の周波数は、周波数の繰り返し割当てが困難な場合に限り、新たに別のデジタル同報用の周波数を割り当てるものとする。

別紙2第2の2(6)ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、(ウ)から(カ)までを一つ繰り上げ、同(6)中イを削り、ウをイとし、同(6)エ(ア)中「エにおいて」を「ウにおいて」に改め、同(6)中エをウとし、同(6)中オをエとし、同(6)に次のように加える。

オ 地方公共団体が開設する無線局であって、2(1)に規定する都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の既設の無線局と無線設備を共用するものの審査は、2(1)クに定めるとおりとする。

別紙2第2の2(7)中キをカとし、クをキとし、同(8)ウの次に次のように加える。

エ 地方公共団体が開設する無線局であって、2(1)に規定する都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の既設の無線局と無線設備を共用するものの審査は、2(1)クに定めるとおりとする。

別紙2第2の2(11)を次のように改める。

(11) ガス事業用

ガス事業のために開設する無線局の審査は、次の基準により行う。

ア 周波数帯等

(ア) 狭帯域デジタル通信方式による場合は、400 MHz帯とすること。ただし、電波伝搬上特に必要がある場合には、150 MHz帯とすることができる。

(イ) 現行アナログ通信方式を利用する無線設備の無線局は、特段の理由がある場合を除き、無線設備の更新時期等の適当な機会をとらえて、狭帯域デジタル通信方式に移行すること。

イ 周波数の割当て

周波数の割当ては、次のとおりとする。ただし、狭帯域デジタル通信方式を使用するものについては、別紙1第3の16の(5)のウの規定を満足する場合は、同一周波数を繰り返して割当てを行い、周波数の有効利用を図るものであること。

(ア) 基地局

単位地域ごとに1波とする。ただし、災害時の復旧作業を行う場合その他特に必要がある場合は、必要に応じて複数の周波数を認めることとする。

(イ) 陸上移動局

単位地域ごとに業務を遂行する上で必要となる周波数の数とする。ただし、非常災害時、相互応援体制等を勘案し、さらに必要となる周波数を認めることとする。

ウ 非常災害時に使用する周波数を指定する場合

(ア) 現にガス事業者ごとに割り当てている周波数のほかに、非常災害時の応援に限り使用したい旨の申請があった場合には、別表1に規定するガス事業用に割当てが可能な周波数のうち、相互応援体制を構築する際に必要となる周波数について、「この周波数の使用は、非常災害時並びに相互応援及びその訓練を行う場合に限る。」の付款を付して認める。

(イ) 移動範囲は、全国であること。

(ウ) 通信の相手方は、免許人所属の基地局及び陸上移動局並びに他のガス事業者所属の基地局及び陸上移動局であること。

エ 地方公共団体が開設する無線局であって、2(1)に規定する都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の既設の無線局と無線設備を共用するものの審査は、2(1)クに定めるとおりとする。

別紙2第2の2(13)別紙(13)-1、別紙(13)-5及び別紙(13)-6中「 λ [m]」を「 λ [km]」に改める。

別紙2第2の2(14)を次のように改める。

(14) 15GHz帯の周波数の電波を使用する無線局

ア 人命及び財産の保護、治安の維持その他の公共の業務を行う者が開設するものであること。

イ 電波の型式、占有周波数帯幅の許容値及び空中線電力の審査は、次の基準により行う。

(ア) デジタル方式

A 電波の型式は、X7Wであること。

B 占有周波数帯幅の許容値は、高画質映像信号を伝送する場合は17,500kHz以下、標準画質映像信号を伝送する場合は8,500kHz以下であること。

C 空中線電力は、高画質映像信号を伝送する場合は5W以下、標準画質映像信号を伝送する場合は2.5W以下であること。

(イ) アナログ方式

A 電波の型式は、映像信号を伝送するものにあつてはF3F、映像信号及び補助信号を伝送するものにあつてはF8W又はF9Wであること。

B 占有周波数帯幅の許容値は、17,000kHz以下であること。

C 空中線電力は、5W以下であること。

ウ 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。

(ア) デジタル方式

A 周波数の許容偏差は、できる限り 7×10^{-6} 以下であること。

B 電波の偏波面は、円偏波、垂直又は水平であること。

C 変調方式は、直交周波数分割多重変調であること。

D 通信方式は、単向通信方式であること。

E 空中線は、電磁ホーン等の指向性空中線を使用するものであること。ただし、ヘリコプターに搭載して使用する携帯局の場合にあっては、指向性空中線を使用することが困難又は不相当である場合には、無指向性空中線を使用することができるものとする。

F 通信の相手方の主たる受信設備の空中線は、直径 60 cm のパラボラ型と同等以上の指向性を有するものであること。

(イ) アナログ方式

A 周波数の許容偏差は、できる限り 40×10^{-6} 以下であること。

B 映像信号の最高変調周波数は 4.2MHz 以下であり、補助信号を付加する場合の副搬送波の周波数は 6.5MHz 以下であること。

C 映像信号の最大周波数偏移は(±)4MHz 以下であり、補助信号を付加する場合の副搬送波の最大周波数偏移は 1 波当たり(±)0.5MHz 以下であること。

D 電波の偏波面は、垂直又は水平であること。

E 通信方式は、(ア)D によること。

F 空中線は、(ア)E によること。

G 通信の相手方の主たる受信設備の空中線は、(ア)F によること。

別紙 2 第 2 の 2 (15) 中「もの」を「無線局」に改め、同 2 に次のように加える。

(17) 道路管理用（高速道路の管理に使用する場合に限る。）

道路管理のために開設する陸上移動業務の局（高速道路株式会社法第 5 条第 1 項各号の規定に基づいて事業を営む高速道路株式会社のものに限る。）の審査は、次の基準により行う。

ア 周波数帯等

使用する電波の周波数帯は、原則として狭帯域デジタル通信方式による 400MHz 帯とすること。

なお、現行アナログ通信方式を利用する無線設備の無線局は、特段の理由がある場合を除き、無線設備の更新時期等の適当な機会をとらえて、狭帯域デジタル通信方式に移行すること。

イ 周波数の割当て

周波数の割当ては、次のとおりとする。ただし、狭帯域デジタル通信方式を使用する無線局については、別紙 1 第 3 の 16 の (5) のウの規定を満足する場合は、同一周波数を繰り返して割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。

(ア) 基地局

単位地域ごとに原則 1 波とする。ただし、業務内容により、通信がふくそう

するなど特に必要がある場合は、必要に応じて複数の周波数を認めることとする。

(イ) 陸上移動局

単位地域ごとに業務を遂行する上で必要となる周波数の数とする。ただし、非常災害時、相互応援体制等を勘案し、さらに必要となる周波数を認めることとする。

(18) 水資源開発用

水資源の開発又は維持管理のために開設する陸上移動業務の局の審査は、次の基準により行う。

ア 周波数帯等

使用する電波の周波数帯は、狭帯域デジタル通信方式による150MHz帯とすること。

イ 周波数の割当て

周波数の割当ては、次のとおりとする。ただし、狭帯域デジタル通信方式を使用するものについては、別紙1第3の16の(5)のウの規定を満足する場合は、同一周波数を繰り返して割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。

(ア) 基地局

単位地域ごとに1波とする。

(イ) 固定局

山上等事務所以外の場所に基地局を設置するために事務所との間で通信回線を構成する場合に限り固定局の周波数として1波割り当てることができる。その回線は、1波単信方式とする。

(ウ) 陸上移動局

単位地域ごとに業務を遂行する上で必要となる事案を勘案し、必要な周波数を認めることとする。

(19) 上下水道事業用

地方公共団体が開設する無線局であって、2(1)に規定する都道府県デジタル総合通信系又は市町村デジタル移動通信系の既設の無線局と無線設備を共用するものの審査は、2(1)クに定めるとおりとする。

別紙2第2の3(7)ク中「16か所」を「15か所」に改め、同(7)参考の2中「西蒲原郡岩玄村」を「新潟市西蒲区」に、「結城郡千代川村岡字西原」を「下妻市村岡乙」に、「T Iサーキット・英田」を「岡山国際サーキット」に、「英田郡英田町」を「美作市」に、「三好町大字東山」を「東みよし町東山」に改め、「M I N Eサーキット」及び「山口県美称市西厚保町長尾」を削り、「白田郡上津江村大字上野田」を「日田市上津江町上野田」に改め、同3(9)イ中「次より」を「次により」に改め、同イ(ア)A(B)c中「ただし、平成2年郵政省告示第719号「陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号」により示されるブロック51から60までの指定については平成19年5月31日までとする。」を削る。

別紙2第2の3(15)ア中「通信の相手方」を「通信の相手方の無線局」に改め、同(15)ウ中「(医療業務用ヘリコプターに搭載する無線局の場合はその上空を含む。)であること。」を「であること。ただし、医療業務用ヘリコプターに搭載する無線局の場合は、

全国及びその上空であること。」に改め、同(15)エ中「単向通信方式」の次に「(携帯移動業務の無線局を除く。)」を加え、同(15)エに次のように加える。

オ 通信の相手方

(ア) 陸上移動業務の無線局

A 基地局は、免許人所属の陸上移動局であること。

B 陸上移動局は、免許人所属の基地局及び陸上移動局であること。

(イ) 携帯移動業務の無線局

A 携帯基地局は、免許人所属の携帯局及び他都道府県所属の携帯局であること。

B 携帯局は、免許人所属の携帯基地局及び携帯局並びに他都道府県所属の携帯基地局及び携帯局であること。

附 則

この訓令は、平成19年8月1日から施行する。